

阿見町プレミアム商品券 取扱店募集要綱

令和5年8月1日

阿見町商工会

1. 事業の目的

新型コロナウイルスの影響により低迷する町内事業者の支援策として、町民の利便性を考慮しつつ、町内における個人消費を喚起することにより本町の商業振興と活性化に資することを目的とする。

2. 発行概要

| | |
|--------------|--|
| ● 販売方法 | 町が発送する購入券引換券による販売 |
| ● 購入引換券の送付期間 | 令和5年10月27日（金）～ （販売窓口への集中を防ぐため、段階的に郵送する） |
| ● 販売期間 | 令和5年11月1日（水）～令和5年12月28日（木） ※土日祝日を除く |
| ● 販売場所 | 町内郵便局（阿見・中央一・青宿・阿見原・君原・実穀の6か所） |
| ● 利用期間 | 令和5年11月1日（水）～令和6年1月31日（水） |
| ● 発行額（額面） | 販売価格：@5,000円（額面7,500円）。 発行冊数：17,000冊 発行総額：85,000千円（額面127,500千円） |
| ● プレミアム率 | 50% |
| ● 券種・金額 | 1,000円券、500円券の2種類 |
| ● 販売単位 | 5,000円（500円券7枚、1,000円券4枚の11枚セット） ・11枚中、1,000円券4枚は、大型店でも使用可 ・一般店では、全商品券が使用可 |
| ● 購入限度 | 1世帯あたり 5,000円（1冊） |
| ● 購入対象者 | 阿見町在住の方 |

3. 取扱事業所について

- ①対象 象 : 阿見町に事業所がある法人及び個人
- ②事業所区分 : 大型店 (レジ台数4台以上)
一般店 (レジ台数3台以下)

4. 取扱事業者の申込について

- ①申込方法 : 『阿見町プレミアム商品券取扱店』登録申請書に必要事項を記載し阿見町商工会の窓口・メール (ami46@peach.ocn.ne.jp) ・FAX (029-887-0342) にて申し込む。
- ②負担金 : 無料

5. 取扱い上の注意

- ①商品券が利用できないもの
 - ・商品券・ビール券・図書券・切手・印紙・証紙・プリペイドカード等の換金性の高いもの
 - ・株式・先物・宝くじなどの金融商品及びたばこ類 (たばこ事業法により)
 - ・仕入等の事業資金、現金との換金、金融機関への預け入れ、公共料金等の支払
 - ・風俗営業に係るもの、その他、登録取扱店が特に指定するもの
- ②取扱い注意事項
 - ・商品券使用時には、つり銭は出さない
 - ・購入後の返品、払い戻しはいかなる場合もできない
 - ・盗難・紛失・偽造・滅失・破損等に対しては、発行者は責めを負わない

6. 商品券の換金

換金は、登録事業所が指定日に使用された商品券を阿見町商工会に持参する
阿見町商工会は指定口座に商品券の額面を振込むものとする

- ①換金期間 : 令和5年11月14日 (火) ~令和6年2月16日 (金) まで
- ②換金日 : 毎週火曜日、金曜日 (祝祭日、年末年始は除く) 午前9時~午後4時
- ③振込日 : 毎週金曜日締め、翌週金曜日振込 (振込手数料は阿見町商工会負担)
阿見町内指定金融機関 (※注1) 以外の振込は10営業日以内)

※注1 : 阿見町内指定金融機関

常陽銀行阿見支店、筑波銀行阿見支店、水戸信用金庫阿見支店
茨城県信用組合阿見支店 以上、4金融機関

7. 登録の取り消し

以下の場合には、登録の取り消しを行う場合がある

- ①募集要綱及び実施要項に反した場合
- ②事業所の営業実態がないと判断した場合
- ③その他、阿見町商工会が不適切と判断した場合